

平成30年第4回定例会議事日程（第4号）

平成30年12月21日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第61号 吉富町土木及び農林水産事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第4 議案第64号 吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第66号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第67号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第68号 平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第69号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第70号 平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 閉会中の継続審査の申し出について

平成30年第4回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成30年12月21日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月21日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 10番 若山 征洋
 5 番 横川 清一
 不 応 招 議 員 9 番 丸谷 一秋
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石議員、岸本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

日程第3、議案第61号から日程第9、議案第70号までの7案件を、一括議題といたします。
総務文教、福祉産業建設の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。岸本委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 8番、岸本です。総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第66号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について、所管事項。

去る12月7日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第66号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、第2表の債務負担行為の英会話ふれ合い事業は、平成32年度以降も続けるのですか。うまくいっていますか。英会話も大切だが、日本語教育や吉富町の地域の文化などの取り組みはどのようにされているのですか。

第3表の公共事業債の変更について説明を求めます。防災対策のほう率がよかったということだが、農業関係のものが防災対策で使えることは前からわかっていなかったのですか。

幼稚園就園奨励補助金は、園に渡し、その後保護者に配分されるのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、福祉産業建設委員長、お願いします。

横川委員長。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） 議員席5番、横川です。福祉産業建設常任委員会審査報

告。

議案第61号吉富町土木及び農林水産事業分担金徴収条例の制定について、議案第64号吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について、所管事項、議案第67号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第68号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第69号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第70号平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について、去る12月7日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第61号吉富町土木及び農林水産事業分担金徴収条例の制定についてであります。

質疑では、来年、浚渫（漁港航路の浚渫）がされるであろう工事について、今回の農林水産事業の分担金徴収条例に、「第5条第2項町長は災害その他の理由により必要と認めるときは分担金を減免し」とあるが、分担金を減免、ゼロ円にするのか、軽くするのか、どう考えていますか。

土地改良事業、漁港漁場整備事業、その他の事業で、過去に減免した事業と総額。過去に分担金を徴収した例があれば、事業名、予算内容についての説明と、減免の決定は、誰がどのようにして決めたのですか。

対象事業の文書の保存期間はどれくらいですか。

減免は、いままでこの事業に関するもので徴収をしなかった例は一度もないということですか。

今までの条例と今回で大きく違う部分、受益者に負担が生じる箇所はどこになるのか。以前、土屋でのほ場整備、今回の界木地区と、今後するときでは費用負担は変わらないということですか。

今までの条例があり、仮に今までの条例のままでいった場合、界木地区のほ場整備について徴収できるのか。問題が出ないのですか。

関係団体、組織、関係者と協議、説明をして理解してもらったのですか。

漁業協同組合の新しい組織と、このことについて話をしたことがありましたか。

条例ができた後には、組合に説明に行く予定がありますか。

等々の質疑がなされ、意見では、住民主体の地方自治体が住民との協議も行わず、説明責任も果たさず、一方的に住民負担を生じさせる恐れのある条例を提案してくることに疑義を残します。当委員会までの審議過程では、当条例に賛成することはできません。よって、反対いたします。

等の意見がなされ、採決では否決すべきものと決定いたしました。

議案第64号吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、この条例改正によって、今後、水道料金に変更が生じるのですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、排水機場の発電機用の油タンクを地下型から地上型にするということだが、水害や増水の時は大丈夫ですか。発電機は1階にあるということだが、大丈夫ですか。

関西空港で起こったような想定外の高潮が来た場合を想定したやり方はしないのですか。

町営住宅の清掃料は、山王団地の清掃料と聞いたが、できて間がないが敷金の範囲内でできないのですか。本人負担ではないのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、保険給付費の療養諸費と高額療養費の増減の説明をしてください。

県移管に伴うパンフレットを回覧していたが、住民から相談や心配する問い合わせがありましたか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、一般会計精算分繰出金は、今年度の精算がこれで終わりということですか。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、債務負担行為の公営企業会計システム保守業務委託は、システム自体はどうなったのですか。

川食付近の下水道工事をしているが、交通量が多い所でもあり、苦情などはないですか。旧とみやま跡地とファミリーマートの間に行く道は、通り抜けの車がふえた気がするが、苦情などはなかったですか。

処理場の光熱水費が上がった理由は何ですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、配水池築造工事竣工式委託料の説明を求めます。

佐井川橋の配水管補強を県と一緒にする予定だったが、問題はなかったのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、委員長報告を終わります。

日程第3. 議案第61号 吉富町土木及び農林水産事業分担金徴収条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 次に、日程第3、議案第61号吉富町土木及び農林水産事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3点の理由です。

まず1点目は、本条例案では、漁業者はもとより農業者にも新たな負担を課すこととなります。対象となる事業を示す土地改良法第2条第2項に規定する事業には、これまで対象とされた区画整理だけでなく、ほかの多くの事業が含まれているからです。

農業、漁業は、近年、衰退の一途をたどっており、本町のおいても後継者問題が俎上に上がっている状況にあります。このような時期に、農業者、漁業者に負担増を強いるべきではありません。

2点目は、地方自治法は、当該事件により、特に利益を受けるものから利益の限度において分担金を徴収することができると規定しています。本条例案では、分担金を事業費とリンクさせて算定していますが、利益の額は必ずしも事業費と関係性をもったものとは言えず、分担金の算定方法に疑問があります。

3点目は、協議の問題です。関係団体との協議について言えば、執行部の答弁は通告や説明はなされたとしても、双方向的な協議はなされていないと判断せざるを得ないものでした。

以上、3点の理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員席3番、太田です。賛成討論を行います。

今回の議案に、公平性という言葉を使うのであれば、この議案に当てはまる言葉ではないかと思えます。なぜならば、ほ場整備事業を行えば、受益者負担金を支払い、上下水道管へ接続すれば、これもまた受益者負担金が生じます。

町の施設を使用し、それによって利益を受ける方に一部を負担してもらうことは、ごく当たり前の考えではないでしょうか。

農業者に受益者負担金を徴収し、漁業者には受益者負担金を徴収しない。こんな不公平なことがあってよいのですか。よって、賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議席2番、山本です。反対討論をいたします。

吉富町土木及び農林水産事業分担金徴収条例の制定について。当条例案は負担増になる受益者である農業や漁業者の住民及び関係者たちと協議を十分行い、理解を得た上で提案するべきと反対いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決をします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立少数であります。よって、議案第61号吉富町土木及び農林水産事業分担金徴収条例の制定については、否決されました。

日程第4. 議案第64号 吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第64号吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第64号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号吉富町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第66号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第66号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第67号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に
ついて

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第67号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第67号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第68号 平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第68号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第68号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号平成30年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第69号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第69号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第69号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第70号 平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第70号平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第70号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第4回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時24分閉会
